

平成26年度 第1回

川合市長と語り合うタウンミーティング

～ 障害者の生活について ～



日時：平成26年5月19日（月）

午後6時00分～8時00分

場所：本庁舎7階7AB会議室

参加者

川越市障害者団体連絡協議会 12 団体 43 名

出席者

市長、奥山副市長、総務部長、市民部長、福祉部長、保健医療部長、
都市計画部参事

意見数

分類	件数	内容	頁
保健・福祉・医療	10	生活サポート事業	7
		重度障害者の入院時のヘルパー派遣	8
		障害者の働く場と暮らしの場の設置促進	9
		手話言語法、手話言語条例	10
		病院内家族専用相談窓口の設置	11
		人工内耳や補聴器の消耗品（電池など）の給付	13
		障害者の移動手段	13
		福祉バスの平日利用	17
		障害者移動支援事業の現状	18
		福祉タクシー利用券	18
都市基盤・生活基盤	2	総合福祉センター行きシャトルバスの運行	15
		市街化調整区域内でのグループホーム建設	20
地域社会と市民生活	3	障害特性に合わせた避難所設置	2
		災害時の病院確保	4
		災害時の避難指示と連絡方法	5
行財政運営	1	タウンミーティングについて	19
計	16		

意見交換（要約）

《障害特性に合わせた避難所設置》

意見 知的障害者にはいろいろな方がいらっしゃいます。東日本大震災の際のいろいろなことを伺いましたので、その中で感じたことを述べさせていただきたいと思いません。

障害のある人たちが大勢の人たちと一緒に避難場所で生活することは大変厳しい状況になります。親もみんな不安定になり、人とのかかわりが苦手な小さなお子さんなども多いので、そういう意味で、少し落ちついて生活できるような小さな避難所が幾つかあったほうがいいかな、と思いました。

大きいところでも、少し隔離のような形にしていただければ、そのお子さんの気持ちも少し落ちつきます。そうでなくても、お子さんは動揺していると思うんですね。その動揺を助長するのではなく、おさめるために、落ちついた静かなところにいられることのほうがよろしいかと思えます。

それから、皆さんが一目でわかるように、避難場所について絵入りの冊子を作ってください、市民の皆さんに出していただいたほうがよろしいかな、と思ひまして提案させていただきました。先ほども言いましたように、普通でも情緒が不安定になり、行動面でこだわりのようなものがあるお子さんたちが多いため、考えていただけたらありがたいと思ひました。どうぞよろしく願ひいたします。

市長 災害避難の場ということにつきましては、特別な配慮を要する方のために、市内に特別支援学校が2つございますが、昨年度そちらと福祉避難所指定に関する協定を結び、特別な配慮が必要な方たちのための避難所とする方向で進めてきました。さらに今後、中学校に武道場がございますが、武道場は体育館とは違いコンパクトで比較的こじんまりした場所でございますので、特別な配慮が必要な方のための避難場所とすることを考えております。市内には22ヶ所、中学校ごとにそのような武道場がございますが、話し合いを進めているところでございます。

近くにそういうものがないときは、まずは一般の避難所に避難していただいて、次の段階でそういうところへ移動していただくというようなことになろうかと思ひます。

意見 地震はいつ起こるかわかりません。市内に作業所等がたくさんございますので、そういう人たちも含め、少し考えていただければありがたいと思ひまして申し上げました。前もってそういうことを市として考えていただけたので、少しほっとしま

したが、もう少し前に進めていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

意見 障害の特性に合った避難所が必要だ、避難室が必要だということは全くそのとおりだと思います。私のような聞こえない者にとって、災害が起きた後は情報やコミュニケーションの面で遅れるために、例えばお弁当の配給、水の配給、そういった放送が聞こえません。そのために困ったという例を多く聞いております。ですから、そのような部分も含め、手話ができ、聞こえない者が集まって情報を得られる場所、障害者専用の福祉避難所・避難室というものを要望したいということで防災危機管理課と話し合いを進めております。

以前3つの候補地である高階小学校、川越第一小学校、霞ヶ関小学校の中で空いている教室を使わせていただけるということでお話を進めさせていただきましたけれども、東日本大震災が起きた後、話が白紙に戻ってしまい、見直しという回答をいただいている状況です。

今後、防災危機が出た後の話し合いを進めていきたいとは思っておりますが、情報を得ようとしても、災害のときには手話通訳者も被災をしたという立場であるという心配がありますね。通訳も足りないという状況が発生するかもしれません。そういうときに、全国から手話通訳の協力を要請して、避難場所が決まっていれば、援助の人たちもスムーズに準備ができるという面もあります。そのような支援の場所をつくれるように考えていただければ、ということ意見を意見としてつけ加えさせていただきたいと思っております。

意見 障害特性に合わせた避難所の設置をお願いしたい。私のクラスメートが仙台市に住んでおりました、彼の家はその日、家の中が、家財が全滅で、食器類、いたるもの全てが破損してしまいました。それで、4日間避難所で暮らしをし、避難所から職場へ通勤されたと聞いております。

そのときに何が困ったかといいますと、私と同じで視覚障害があり、夜にトイレに起きて、通路を歩いていたときに、たまたま休んでいた人の足が通路側に出ていて、その足につまずいてしまった。つまずいた彼も痛かったでしょうけれども、その足を出した人も、彼がつまずいたことで当たったわけですから、それで目が覚めてしまった。体育館とかそういう避難所だったと聞いておりますが、位置の把握と障害物をよけるということが、視覚障害者にとっては非常に困難なものがあります。

そういうことも踏まえまして対応するといいますか、先ほど例えば特別支援学校の1室を障害者の方々の避難所としてご使用いただく、あるいは市内の学校の武道場も

避難所として開放するというようなお話もいただきました中で、今後ともいろいろご検討いただいて、避難して、お互いに安心というか落ちついて行動できるような体制がつかれるようにご検討いただきたいと思います。

《災害時の病院確保》

意見 透析患者は川越市にある病院の数とベッド数から換算すると 800 名ぐらいではなかろうかと思えます。これは、障害者福祉課で数字を調べていただき、できればその数字も後で教えていただくのが希望です。

東日本大震災のときに、福島透析患者の方々が個人ではどの病院に、ということができなかったということをニュースでも言っていましたし、私が通っている病院にも 2 名ほど福島からいらした方がいました。息子さんがたまたま川越にいらっしやうり、本人も昔お勤めで川越にいたということで来られたようです。その方は、市や県などの手配によりいらしたのかと思いましたが、個人でいらした、ということでした。

災害はいつ来るかわからなかったということもありますので致し方ない面もあると思うのですが、そういう部分も踏み固めていただいて、できれば、まず各病院との連絡を密とし、市、県、国とまでは言いませんけれども、できればそこまでのつながりを持っていただきたい。

特に、病院に関しては医師会がありますので、医師会との連絡を市とやっていただく。そして、できればチャート形式、要は連絡網で皆さんに配っていただく、ということをお願いしたいと思います。私たちだけでなく、障害者の方の医療関係は必要だと思えますので、透析患者だけのチャートでなく、医療としてのチャートを障害者に渡していただく。目が悪い、耳が悪い、歩けないなど、さまざまな点があると思えますが、それぞれに適したものを配布していただくことをお願いしたいと思います。

それから、これは透析患者だけの問題なのかもしれませんが、透析患者は薬とか器材だけではなくて、重要なのは純水、水なんですよ。イオンを含まない水が 4 時間透析をやっていると、1 人の方で 1 時間に 30 リットルですから、4 時間で約 120 リットル必要です。純水でないと体の中の血液を浄化することはできません。ですから、病院も非常に限られてしまいます。限られたものですから、できればそのところの連絡を密にさせていただくということをぜひお願いしたいと思います。

今まで要望としては出してきたのですが、東日本大震災のような災害がこの川越でも起きないとは限りませんので、特に連絡を密にするようお願いしたいと思います。

市長　こちらから質問して恐縮なのですが、先ほどのお話の中で、連絡網を作ってほしいという言葉があったかと思うのですが、それは何の連絡網ということになりますか。

意見　川越の透析場でここが使えない、とした場合、近隣市町村または近隣の県とのつながり、そういうものを持っていただきたい。せめて、こちらがだめならば、こういうところがあります、という形を個々にやるのは大変だと思うので、最低でも各病院、各個人に渡していただくのが一番ありがたいと思います。

市長　幾つかご要望があったかと思いますが、水が大量に必要なという問題につきましては、3年ぐらい前に川越市の医師会と協定を結びました。災害対応として各病院で通常考えられるよりも多くの医薬品や医療品のストックをしてもらい、それを順次使いながら、医療機関として一定程度確保する、というような内容です。透析の件につきましても、同じように透析に必要な水について、通常よりも多くストックしていただき、いざというときに一定程度の余裕があるような体制に持っていくのも一つの方法ではないかと思います。その点については、既に医薬品の一部として実行されているのかもしれませんが、確認のうえ、もしそういうものがされていないということであれば、その協定にさらに透析に関する水等も加えて対応していきたいと考えております。

それから、市外の自治体あるいは病院との連携や避難先の告知につきましては、まずは、埼玉県を通じ県外の医療機関へ受け入れ要請を行うことになっております。その後で、川越市と総合応援協定を結んでいる高崎市あるいは八王子市、友好都市の棚倉町などへ避難を必要とする人の受け入れや医薬品も含めた物的支援、人的支援を行うというような手順になります。そのあたりで、特に透析専門病院等のリスクであるとか、いざというときにどちらにお願いできるか、というようなことにつきましても、これから充実させていきたいと思います。

保健医療部長　市長からご説明させていただいたとおり、近隣の医療機関の情報につきましては、集められるものは保健医療部としても収集をいたしまして、何らかの方法で事前にお伝えすることが大事かと思っておりますので、その方法等についても研究していきたいと思っております。

《災害時の避難指示と連絡方法》

意見　避難経路マップを配布していただけないでしょうか。また、障害者で車椅子の場合、一般の人は通ることができても、災害時には障害物があることが多く、場所に

よっては車椅子では通れないため避難ができないことがあります。(避難できたとしても)障害者は長い時間、畳に座ったり、寝ることもできないため、避難所にはベッドや椅子の準備をしていただけないでしょうか。

聞いた話ですが、車椅子の場合、消防署と連絡がとれて、災害のときには消防署から手伝っていただけるという話を聞かせていただきました。

私たちが望んでいることは、最も苦しんでいる人を絶対に見捨てないということです。ニュージーランドの社会保障法では、社会的に弱い立場にある人々の窮状に目を向けるということが眼目だったそうです。そして、リチャード・セドン首相とマイケル・ジョセフ・サベージ首相のお二方は、国民の誰一人として、病気や老齢または経済事情のために困窮生活を強いられたり、寿命を縮めたりすることがないように尽力した、と教えられました。どうか私たちの住んでいるこの川越が、苦しんでいる人を絶対に見捨てないという喜びを分かち合える地域社会であっていただきたい、このように申し上げたいと思います。

市長 避難経路マップや障害者の方のための専用の場のマップをつくってほしい、あるいは避難所にベッドや椅子を用意してほしい、そういう点につきましては今後検討を進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、車椅子の方に対する消防の援助があるという体制になっているかどうかにつきましては何とも言えないのですが、大規模災害のときに、消防をあてにできるのはそれほど大きな部分ではないと我々としても認識していますし、市民の皆様方にもそのような認識でいていただかなければならないだろうと思っています。

今日も自主防災会の連絡会でお話したのですが、御承知のように、阪神・淡路大震災のときに、瓦れきの下から助け出された人の7割以上が、消防や警察等の機関によって助け出されたのではなく、隣近所の人に助けられたという記録(事実)が残っています。あちらこちらで要救助者が発生したときは、やはり隣近所の方を頼りにするということが必要になってきます。消防とか警察が出て行けるのはもう少し時間が経ってからならざるを得ないということについて、是非ご理解いただきたいと思います。

意見 私たち難聴者、中途失聴者は、手話を読み取れる人が少ないんです。聞こえていた人が聞こえなくなったために、なかなか手話を読み取ることができません。今は高齢難聴が増えてきているんです。だから、どうしても手話がわからない。例えば避難したところでも、例えば「お弁当が届きましたよ」とか、「飲み物が届きましたよ」と声で言われても、聞こえない人はわからないですね。やっと思ったら、もう食べる

ものがなかった、飲み物がなかったという状態で、1日ひもじい思いをしている人がいっぱいいました。

また、防災無線で津波の放送があっても、やはり聞こえない人はわからないんですね。何を言っているかわからない状態で、聞こえなくて亡くなった人がたくさんいます。だから、そういうことの対策もよろしくお願いします。目に見える形で連絡していただけると一番ありがたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長 災害時の連絡手段の関係につきましては、現在川越市では防災情報メール、あるいはエリアメールやケーブルテレビでの文字放送等を想定しているわけですが、今後は防災行政無線のデジタル化に向けた検討をしているところでございます。仮にデジタル化が実現した場合には、音声だけではなくて、文字表示機能といったものを付加することも可能となってまいります。いろいろな伝達手段、方法の確保について、今後ご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

《生活サポート事業》

意見 生活サポート事業は埼玉県独自の事業で、私たち障害を持っている人や身体の不自由な方、病気の方たちにとっては本当に貴重な事業でございます。その貴重な事業に埼玉県がいち早く着目して実施し、今日まで来ております。その中の送迎のことをお話しします。

依頼を受けてご自宅など目的のところに行くためには、事業所から出庫する段階から職員は拘束されています。そういうことを考えてみますと、利用者が乗った段階ではなく、予約制であることも踏まえて、30分などではなく、1時間単位の中で従来どおり考えてもらえればありがたいと思っております。

事業所にとっても人件費や送迎等には車の維持費などもかかります。そういう面で30分単位というのでなく、従来の1時間単位で実施していただくことを望んでおります。本当にそれは切実な声として聞いていただきたいと思っております。

病院送迎は介護保険で、というようなことを言われておりますが、介護保険のものは時間がありますし、ほかのことで使う場合もあります。生活サポート事業は柔軟に物事を考えており、多様なニーズに応じて今まで来ておりましたので、その辺りも十分に川越市として考えてもらいたい。私たちは生活サポート事業を実施しておりますので、職員を日ごろから内部並びに外部で研修し、人の命を預かる仕事というプライドを持って、志を高く頑張っております。そういう意味で、ぜひ考えてもらいたいと

思っております。

福祉部長 これは県の事業でございますので、今この場でお答えしかねる部分でございます。県と協議を重ね、また川越市の意見を伝えて、可能な限りご要望に沿えるような形で検討してみたいと考えます。

また、介護保険適用の方が、そちらのサービスを優先してしまうということですが、これは一定の年齢になると、全ての方が障害者に対するサービスから介護保険になってしまいますので、なかなか難しいとは思いますが。こちら県と調整する中で検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

意見 生活サポート事業は単独事業なので、本人と川越市と県で1・1・1の負担でございます。そういう意味から一時県からこれは介護保険より本人の負担が多いので、継続できると聞いておりました。ぜひ県に働きかけをしていただき、前向きに考えていただければありがたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

市長 県と前向きに検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

《重度障害者の入院時のヘルパー派遣》

意見 私は最近3カ月ほど首の頸椎の病気で入院しました。病院は完全看護ということになっていますが、やはり重度障害者は何をすることも自分ではできず、お水も飲めない、ごはんも食べられないということで、病院のほうからヘルパーを雇うようにと言われました。そのような事情から、私の場合は自分のお金でヘルパーを雇って、3カ月間ヘルパーの手をお借りしました。

障害者はそれほどお金もなく恵まれていないと思っております。たまたま私は貯金があったからよかったものの、こういう時では無く、もっと大事なときに使いたいと思っておりました。ところが本当にそこで使わざるを得ない状況。看護師さんは、障害者の入院患者のことを全部やってくれるということはありません。やはり川越市でなんらかの手を打ってほしいと思っております。

このような場合、鴻巣市、さいたま市、埼玉県ではやっているという話を聞いております。ぜひ行政側に、一定の障害者に限らず、多くの障害者は入院したときに本当に適切な医療を受けられるようなシステムをつくってください。

市長 障害者の方が入院されたときに、病院では完全看護とはいっても身の回りのことまではやってくれない。それについて何らかの対応が欲しい、というご要望と承りました。いろいろなやり方があるかと思うのですが、例えば一定程度以上の重い障

害を持っている方が入院されたときは、ヘルパーさんを雇う費用を金銭的な形で支援する、というようなやり方もあろうかと思imasuので、今後検討させていただきたいと思imasu。

それから、鴻巣市ではそういうことをもう既にやっているということですか。

意見 はい。ヘルパーさんを派遣してくれます。

市長 そうしましたら、そういう先進的な市の状況を調査し、検討させていただきたいと思imasu。

意見 ありがとうございます。

《障害者の働く場と暮らしの場の設置促進》

意見 川越市は人口 35 万人になろうとしていると思imasuですが、その中で 1 万 4,000 人弱の障害を持っている方たちが住んでいます。そして、川越市には多くの福祉施設がありますが、これを利用している人たちが、多分通所で 900 人くらい、入所者が 300 から 400 人くらいいるのではないかとおぼれております。今回は、私たちの福祉施設を使っている人たちは、学校卒業後も障害の重い人たちが利用しているんだ、という前提でお話をさせていただきたいと思imasu。

その中にありまして、今、埼玉県で 1,100 人の人たちが、いわゆる入所支援施設の待機者となっております。川越市内でも入所支援施設に入りたいんだけど、ということで障害者福祉課の窓口に行っている人たちが 50 名超になっているかと思imasu。グループホームを含めまして、障害を持った人たちの行き場が足りていないと。障害者対策としての入所支援施設ではなく、居住の場としての、政策としての入所支援施設やグループホームといったところの考え方を、そのような方向の中で居住の場として検討していただけないかといったところでは。

そしてまた、入所施設を求める人たちの障害の重さも、基本的には「自閉性障害」という大変高等障害を持っているのですが、たとえば仕事や日中活動であればついてこられるのですが、やはり生活支援が重くて苦労していて、緊急ショートでいろんな遠くの施設でくるくるたらい回しになっています。行き場がないもので。そんな現実だとか、身体と知的障害をあわせ持った重度重複障害の人たちが、居住の場を求めています。そういう重い人たちの暮らしの場がまず厳しいのだといったところで、川越市として入所支援施設の設置、まずは居住の場としての設置を推進していただきたいということが最初の要望です。

昨日「ふれあい福祉まつり」があり、3 万人以上の人たちが来て、市長にも来てい

ただきました。その中に本当に重い障害の人たちも、通所の施設があるということで元気にあそこに集まっていると思うんです。でも、本当にその人たちの暮らしの場がないものですから、暮らしの場が出てくれば未来も含めて安心になってきますので、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

市長 重度障害者の方のための入居の場所としての支援施設、住居の場としての入所支援施設等の問題については、なかなか難しい問題もいろいろあろうかと思いますが、社会福祉法人あるいはNPO法人との連携を深める中で検討を進めていきたいと考えております。

《手話言語法及び手話言語条例》

意見 先日、川越市役所に手話通訳のできる2人目の職員を採用していただきましてありがとうございました。私たち聞こえない者は本当に喜んでおります。

昨年、鳥取県で「手話言語条例」が制定されました。その後、鳥取県内で手話が随分普及されたと聞いております。また、暮らしの場でも、手話によるサポートの場が増えていると聞いております。川越市でも「手話言語条例」を作ってほしいという要望がございます。聞こえない者にとって、手話というのは言語なのです。そちらを十分に確立していただくことが急務だと思っています。

また、「手話言語法」というものは、国に対しての法律の制定のお願いになります。川越市としても、国に対して「手話言語法」の制定のお願いをしていただきたいと思います。

意見 若干補足させていただきますと、聞こえる人は、「日本語」を母語として生活されていると思います。私たち聞こえない者は、生活のために手話で考え、手話で気持ちを伝えていきます。聞こえない者が誇りを持って生きていくためには、手話を使って、手話でコミュニケーションのとれる環境ができれば、我々聞こえないものの生活もスムーズになり、社会に参加するのもスムーズになっていくと思います。

また、介助犬の法律があるのを皆さんご存知だと思っておりますけれども、レストランなどにも盲導犬や介助犬などが入るのを禁止してはいけない、といった法律ができているのを皆さんご存じだと思いますが、それと同じように、「手話言語法」、「手話言語条例」というものができれば、我々が使っている手話に対する理解が広がります。いろいろな場所、例えば職場の中で手話通訳をお願いするとき、企業秘密があるから手話通訳を依頼することはできないという会社が多いのが現状なんです。そういうことではなく、手話通訳は守秘義務をもってきちんと行っているのです、その辺も含め

て理解をされた上で手話通訳が広まれば、聞こえない者にとっての生活がスムーズになる、そういう社会ができると思います。そういったものも含めて、「手話言語条例」、「手話言語法」の制定をお願いしたいと思っています。

市長 「手話言語条例」については、今年の3月議会である議員さんから、一般質問の中でそういうことをやったらどうですか、制定したらどうですかという質問をいただいた記憶がございます。鳥取県で既につくられているということも、その方の質問の中で私も初めて知ったのですけれども、この点については、条例を制定する権限があるのは議会でございますので、議員さんとも協議といいますか勉強をしながら検討を進めていきたいと思っています。

意見 ありがとうございます。

《病院内家族専用相談窓口の設置》

意見 心の病気は、調子を崩してから初診まで比較的長い時間がかかっています。人によっては、数年引きこもって、やっと初診につながるということもありまして、初診で診断にびっくりし、知識もないまま親子共におたおたして、周りにも言えず家族だけで抱えてしまい、対応を誤って悪化させるということもあります。

そこで、総合的にまとめた冊子などが病院の窓口であり、最初に受診したときにそういうものを手にしていれば、家族の心はどれほど安定するだろう、ということを考えています。病後何年もたって家族会などでつながりを持った方が、利用できるはずの制度を知らなかった、ということを見聞きすることがあります。やはりこの病気のプロセスや特性を知り、家族会や病院はどこにあるのか、保健所はどういう関わりを実際に持っているのか、市の制度・サービスはどうなっているか、緊急時はどこに連絡してどうすればいいのか、などのことを総合的にまとめた冊子があれば、ひいてはそれが早期治療にもつながります。是非ともよろしくお願いしたいと思っています。

市長 保健医療部で今、そういった冊子の一部みたいなものでもあるのかどうか、そういうことはわかりますか。部分、部分をカバーするような、そういうパンフレットなりは。

保健医療部長 保健所の保健予防課は、いろいろな、特に統合失調症のご家族に関する事業をやっているのですけれども、年1回、ご家族の方だけでなく、一般の方も対象に、いろいろな精神疾患に関する講演会等も実施しておりまして、そういうところにご参加いただくことでいろいろな情報提供をさせていただいております。

それから、今お話のございましたパンフレット等も、保健所の保健予防課に用意し

てございます。何かご心配な点があれば、保健予防課にお声がけいただければご相談にのれるところもあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

意見 今おっしゃられたことはよくわかりますが、この病気の特性上、周りに隠して誰にも言えないで家族だけで抱えているということがあるものですから、病院に初診にかかったときに、本当はそういう手引書みたいな総合的なものがあると家族はすごく助かると思うんです。そういったことをお願いしたいと思います。

保健医療部長 関係の医療機関等に今のご要望の件については確認いたしまして、何か適切なものがあれば用意いただくようお願いしていきたいと思えます。

市長 今おっしゃられたような冊子をつくることについては、それほど大きな障害はないのではないかという気もしますので、医療機関、それから経験者、例えば今発言された方のように、こういうことを書いたものがあればいいなという具体的なご要望とかというものをよく聞かせていただいて、検討したいと思えます。

意見 その件ですが、私たち全国の家族会では「心の健康法案」というものを提出し、70万人ぐらいの署名運動をして自治体等で「心の健康法案」のことを議会でも取り上げていただいております。心の健康を学ぶ機会を作り、いじめとか、そういうことから引きこもりになったりする人が多いので、教育の関係にも広げていただければと思えます。

市長 ご要望として承りました。私のほうから伺って申し訳ないのですが、家族の会とか、そういう全国的な組織がおありなのであれば、今おっしゃられたような冊子をつくって持っているということはないのですか。

意見 いろいろなものがあります。

市長 あるのであれば、そういうものを、例えば行政のほうから一定レベルの補助を出して、どこかの窓口で備え置くとか、そういうようなやり方でもよろしいのでしょうか。

意見 そうですね。私たち家族会だけでも、病院などに家族会の冊子を置かせていただいたりしておりますけれども、病院にそれが置いてあっても、家族の方は意外と目につかないので、できれば先生からとか、直接こういうものがあると言われるとありがたいなと思えます。

市長 先生というのは、病院のお医者さんということですね。それでは、そういう面も含めて検討させていただきます。

意見 精神障害者に対する理解といいましょうか、統合失調症というものはどういうものか、この辺のところからなかなか理解が行き届いていない。

例えば、病院の窓口へ行きましても、医療機関の忙しさもあるとは思いますが、なかなか具体的なお話のできる場がない。はっきり言いまして、いわゆる3分間医療、現在の症状に対しての治療といたしますか、対症療法的な治療で終わっている。その辺をもうちょっとゆっくり相談し、統合失調症に対する知識を得る機会、学ぶ機会も全然ありませんので、そういったところも含めて相談していただければ早期治療にもなるし、その後の治療にもつながる。ぜひ医療機関との連携や協定を進めていただきたいと思います。もちろん、これは私ども家族会においても十分努めていきたいと思っておりますし、続けていきたいと思っておりますが、ぜひ行政のほうからもご配慮いただきたい。

《人工内耳用や補聴器の消耗品（電池など）の給付》

意見 人工内耳用電池の給付が全国いろいろなところで始まっております。埼玉県の場合は、入間市が福祉の給付をやっております。補聴器の電池と同様に給付をお願いしたいと思います。

福祉部長 補聴器の電池は平成15年当時の支援費の時代は、電池交換が制度上、修理として扱われておりまして、そちらについても該当するということがございました。その後、平成18年から「自立支援法」に変わり、現在は「障害者総合支援法」でございますが、この法の中では、電池が修理ではなくて消耗品という位置づけになってしまいましたので、現在は補助対象となっていないところでございます。

この電池だけではなくて、例えばストマご利用の方や紙おむつをご利用の方も、消耗品の中でこういったものも該当にしていきたい、というご要望は多々いただいているところではあります。やはり国から来た通達等に明確に対象となる品目が定められているというような現状もございます。ですから、この電池だけというお話ではなく、全体の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

《障害者の移動手段》

意見 移動支援事業は障害者が外出して用を足したり、趣味を生かしたりするという意味では非常に重要な支援事業です。人間として、自分の行きたいところに行きたい、自由に行動したい、それを保障するためにこの事業はあり、とても役立っています。

私たちは施設を持っているのですが、川越にある幾つかの施設の入所者は、川越市民だけではなく、日高市や狭山市から来ている人もいます。狭山市から入所している

障害者は、外出する際にヘルパーの協力が得られ、日高市から入所している人も、買い物に行くことを求めればヘルパーが使えます。ところが、川越市の場合は、この事業を変更してしまい、入所者は使えなくなってしまいました。グループホームで生活している障害者、あるいは自宅で生活している障害者は使えるのに、入所施設に入所して生活しているさらに重い障害の方はヘルパーが使えません。

ですから、ぜひこの移動の自由を保障するという意味でも、移動支援の撤廃を前の状態に戻していただきたい。今日来ている電動車椅子の人は、自宅で生活しているときには自由にヘルパーを使えて、喫茶店に行ったり、あるいはレコードを買いに行ったりできたのですけれども、たまたま家族の支える力がなくなってしまって入所施設に入ってしまったら、自由に外へ出ることができないという状況が現実にも生まれている方です。ぜひ、市長さんに知ってもらいたいと本人が来ていますので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

意見 施設に入る前はボランティアさんが家まで来てくれて、よく買い物と外食に行きました。しかしながら、施設に入った途端に、行きたい場所には行けないし、近場のコンビニしか行けません。なぜ行けなくなったのかは課長さんと市役所の人がよく知っているはずですが。障害者・入所者も思い切り外に出る権利があります。それを認めない課長さんと市役所の人を見ていると、悔しさが湧き出てきます。だからこそ、ヘルパーさんを施設に出入りできるようにしてください。お願いします。施設の職員さんは、施設内のことで仲間と一緒に外出、買い物につき合っている時間がありませんから、ヘルパーさんの施設の出入りの許可をください。

あと、1人では病院には行けません。誰かの手を借りて病院で診察ができます。そのくらいわかりますよね。わかりませんか。わかってくれるなら、くどいようですが、移動支援とヘルパーさんを施設と作業所で使わせてください。

福祉部長 まず、移動支援ですけれども、措置の時代、支援費の時代、この過去の時代から移動支援を施設入所の方に提供していたという現状はなかったものと認識しております。また、「障害者自立支援法」になって、平成22年度に施設入所者に移動支援の充実ということで請願をいただいたのですけれども、そのときも改めまして県に確認したところ、県のほうでも施設入所者の移動支援については、当時（平成23年当初）確認したところでは、やはり認めていないという認識でございました。

その後、おっしゃいますように、近隣、例えば日高市に確認したのですけれども、3名に対して認めているというご回答をいただきました。先ほど狭山市にもいらっしゃるといってお話だったのですけれども、先週確認した時点では、狭山市にはそういっ

た支援決定している人はいないという回答を私どもとしてはいただいております。

また、県内の人口 20 万人以上の 8 市に確認したのですけれども、その中では、所沢市で 1 名、また春日部市で 10 名決定しているということでございましたが、春日部市も、経費的なものについては対象外ということで、一応ご回答はいただいております。

ただ、いずれにいたしましても、障害のある方の社会参加の推進という観点に鑑みますと、やはり施設に入っていらっしゃろうが在宅であろうが、社会参加に伴う移動支援というのは非常に重要なものであると市としても認識してございますので、さらに全国的な状況等を再度確認させていただいて、検討させていただければと考えております。よろしく願いいたします。

市長 このご要望は 3 年ぐらい前にいただいたような記憶がございます。いろいろな面で障害というか課題はあるのですけれども、今、部長が申しましたように、他市、他自治体の状況等も鑑みまして検討させていただきたいと思っております。

意見 先ほどから移動支援の問題が出ておりますが、僕の場合を考えますと、移動支援と、それから介護ヘルパーさん及び介護人派遣事業をうまくミックスして利用させていただいております。そういった形で川越市は検討してはいかがでしょうか。重度障害者は移動するのが大変なんです。うまくミックスさせて、障害者が一番楽しく、自由に移動ができるような方策をぜひお願いしたいと思っております。

市長 重度障害者の方が楽に、自由に移動できるような方策を講じてほしいというご要望として、例えば移動支援とか生活サポートの事業をうまくミックスしたらどうかと、そういうようなお話であったかと思っております。

市としましても、できる限り皆様方のご要望に沿えるように努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

《総合福祉センター行きシャトルバスの運行》

意見 本日は、タウンミーティングを開催していただき、関係各位の皆様には深く感謝しております。ありがとうございます。

私たち視覚障害者は、オアシスに行く場合には、このシャトルバスを使わざるを得ない状況なんです。確かに川越駅あるいは本川越駅からタクシー、という手段もあるのですけれども、毎回タクシーを使っているとタクシー券があつという間になくなってしまいます。そこで、私たちはできるだけシャトルバスを利用するようにしていますが、昨年そのシャトルバスの運行時間が一方的に改悪されてしまいました。ちな

みに、おとしまでは川越駅東口午前9時15分発と9時23分発の2本がございました。それが昨年からは9時29分発の1本のみで、この川越駅に9時29分発で、オアシスに到着予定が9時48分だそうです。これは全く道路事情を考えていない、渋滞等を全く考えていない机上の数字で採用されたものであって、実際に9時29分に川越駅を出発するバスはほとんどございません。川越街道を通過して、川越駅の東口にブールされたバスは、大体9時35分、下手するともうちょっと遅くなります。それでまた、そこから川越市内を巡回しながら信号待ち等があり、オアシスに着くのは10時、あるいは10時を過ぎることも多々あります。これに関しては、市のほうで川越駅を何時に出発して、オアシスに何時に到着しているか、毎回集計をとっているのでしょうか。それがまず1点教えていただきたいです。このように毎回集計をとっていれば、9時29分発の川越駅東口というのはあり得ない時間帯だろうと思います。

それともう一つ、オアシスの講座は、基本的に10時から12時までと午後1時から3時まででございます。ところが、この時間帯で行きますと、オアシスに着いてすぐに、もう何の準備も、トイレにも行かず、すぐに講座に駆け込んでもぎりぎりかちょっと遅刻する。それから、12時、講座が終わって帰ろうと思っても、現在は午後1時発の1本しかございません。おとしまでは12時30分発と12時50分発の2本ございました。それから、午後の講座につきましても、3時に大体講座が終了するのですが、ちょうどオアシスの出発が午後3時、その次は4時半です。3時に講座が終わって、3時のバスに間に合うわけではないだろうと思うんです、どんなスーパーマンでも。ですから、今年度、シャトルバスの運行時間帯は一方的につくるのではなくて、オアシス、それからオアシスの利用者を運行委員会と言いますか、そういうところに入れてもらい、お互いにリンクして円滑に運行していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

都市計画部参事 昨年10月からオアシスについてはダイヤを改正させていただきました。その中で、今ご指摘いただいた朝の時間帯の川越街道の進行によってバスが非常に遅れているということでございますが、具体的に私のほうで全てその遅れる時間の集計をとっているということは今のところありません。基本的には、時間帯によってどのぐらいの時間がかかるかということを加味した上でダイヤをつくっていただいているのですが、遅れが生じている状況について、そういったご指摘をいただいておりますので、バス会社の話を聞いて、現状について確認をとっていきたいと思います。

もう一点、講座とバスの発着時間が合わないということでございますけれども、バ

ス全体の運行の中では少し難しい問題が入っていると思っております。講座の時間と合わないということはどう調整していくかについては、また検討させていただきたいと思っております。

奥山副市長 私のほうで社会福祉協議会の業務について所管させていただいております。オアシスでの講座がどういうふうにかかれていて、バスとの関係がどうなっているかというのは、社会福祉協議会のほうでも少し把握させていただいて、利用者にとってどうすべきかということから検討させていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

意見 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

《福祉バスの平日利用》

意見 市の福祉バスのことについて質問したいと思っております。

私たちの団体は、年に3回の福祉バスを利用した旅行をしています。1回は1泊旅行、これは、県の福祉バスを使っていますが、2回は市の福祉バスを利用して日帰り旅行をしています。現在、市バスは日曜日しか利用できません。土曜、日曜は車が多くて時間どおりに川越に着けないことが多いです。平日ならば渋滞も少なく、予定どおり川越に着けると思っております。平日も福祉バスを利用できるようにしていただきたいと思っております。

福祉部長 今、平日利用ということでお話をいただきましたが、もっともなご意見だと思います。なぜ日曜日だけかということを担当に確認しました。毎年入札で大型バス、中型バス、リフトつきバスを単価契約しております。リフトつきバスにつきましては、平日はリフトバスが必要な企業や学校で利用しているバスを、日曜日に限って福祉バスとして多くのバス会社にご提供いただいていると伺っております。そんなことから日曜日になってしまっているという現状がございます。

仮に、リフトバスは日曜日だけだといたしまして、それ以外の大型バス、中型バスにつきましては、平日利用ということでしたら、来年度の契約の際に、そのように業者に伝えまして単価契約で入札を行いますので可能だと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

意見 ありがとうございます。

《障害者移動支援事業の現状》

意見 生活サポートに関する件でございます。市が契約している企業が15社あって、

そのうち、小さな企業が8社ぐらいあるのですが、私は長い間、その業者を利用して
います。大きなところも決して悪いとは言わないのですけれども、運転者がしょっち
ゅう代わるわけですね。外出のたびに運転者が代わると、我々、運転者との間の信頼
関係に基づいて安心して乗っているわけなので、なるべくこういう事業は継続してや
っていただければありがたいなと思っております。

それから、私どもの自治会は360世帯あるのですが、老人が年々歳々増えてきてお
ります。老人というのはほとんど障害があるわけですね。75歳以上のお年寄りがお
よそ95名、65歳以上は290名ほどおりますが、これらの大半が医薬の世話になりな
がら生活していて、家事労働、例えば電球の取りかえや庭の草取りなど、専門業者に
お願いできないようなものがたくさんあります。これらの方々に対して、年に数回の
講習をすることで、自治会にそういうボランティアグループを発足させることができ
ないだろうか。これは、市で報酬を出してもらえれば。報酬というのは、何もお金
を払うわけではありませんから、賞状1枚で済むので、その苦勞をたたえていただけれ
ば、自治会としても大変励みになると思いますので、ぜひひとつこの件はご一考願え
ればありがたいと思っております。

福祉部長 生活サポート事業の事業者の運転手が頻繁に代わってしまうという問題
については、業者側の問題ですので、行政の側からすぐどうこうするというわけには
参りませんが、その辺について、何らかの改善というか、運転手さんが定着するよう
なことを考えなさい、というような働きかけはできると思っておりますので、それはやって
いきたいと思っております。

2点目については、ご要望として承らせていただきます。

《福祉タクシー利用券》

意見 川越市障害者実施計画の中にも、たしか2番の大項目に入っておると思いますが、
精神障害者の福祉につきましては、行政にご努力、ご協力いただいているわけ
ですが、現状を見ますと、他障害に比べてまだまだ遅れている面が多いのではないかと
思います。これは医療費の問題その他いろいろあると思っておりますので、一挙にやること
はなかなか難しいとは思いますが、現状としては、他障害との格差の解消とい
いましょうか、この辺のところを今後、ぜひさらに進めていただきたいと思ってお
ります。

移動手段の問題につきましては、現在、精神障害者のタクシー券の支給は昨年
から1級の方につきましては対象として加えていただきました。大変ありがと
うございま

した。さらに、2級あるいは3級の方については、現在はまだ対象外ということで、身体障害者あるいは知的障害者の方に比べますと同じ重症でありながら対象外ということになっておりますので、この辺のところもぜひ進めていただきたいと思います。私どもの家族会としても行政と一緒に、協力すべきところは協力して、十分いい方法などを出していきたいと思えます。ぜひ今後ともよろしく願います。

意見 タクシー券のことですけれども、1級の方というと本当に1割ぐらいで、精神障害者の9割の方は利用できていないのですね。本当はこういう病気の方は、人目も気になる、電車もだめ、バスもだめという方が割に多いんです。けれども、送迎のバスはもちろんありませんし、施設利用も一応原則としては送迎が禁止になっているんですね。そういうことだと、結局引きこもらざるを得ないという現状なので、ぜひともこれは、タクシー券を2級の方にも、ということをお願いしたいと思います。

それから、高い医療費、これも、やはり精神だけは3割です。合併症が大変多いものですから、ぜひこれも他障害並みにしていただけたらと思っています。県の条例がそのようになっていなくても、市で独自で他障害も1割にしているところが実際にありますので、川越市もぜひそういう改善をしてほしいと思えます。よろしく願います。

《タウンミーティングについて》

意見 私は障害者団体連絡協議会の副会長も任命されているのですが、今回、このタウンミーティングを行っていただくということで、初めてということだったんです。それで、実は何をどうするかということで会長ともども話し合いました、障害者のしおりの制度の中の1番上に書いてある項目の中で、今回は生活全般ということで防災と支援と、あと移動支援と、あと日常生活の支援という3項目になるべく絞って、それぞれ障害者団体の方々に希望的なものを出してもらおうということにしてあります。

したがいまして、それぞれ障害が違う関係もあります。ですから、今後これを継続的に続けていただいて、できましたら医療とか、精神障害の場合には、なかなか移動支援の給付をもらえないとかというのがありますので、また、医療についても、重度心身障害者の医療、こういうものについても他府県、特に、47都道府県あるうち、埼玉県は非常にすぐれているというのは重々承知しております。ですけれども、周りに合わせるようなことのないようにしていただきたいと思いますということで、今後もタウンミーティングをぜひとも継続してもらいたいということを切に願います。

市長 タウンミーティングの継続といいますか、今後も障害者団体の皆様方とのタウンミーティングを行うという点については、前向きに検討させていただきたいと思えます。

加えまして、いろいろご要望活動とかそういうものにつきましては、年に1回ぐらい行われているかと思うのですが、そういうような形でご意見、ご要望を出していただくということでも構いませんので、お考えいただきたいと思えます。もちろんタウンミーティングにつきましては、これでもう、今後障害者の団体の皆様方とはタウンミーティングをやらぬとか、そういうことではなくて、前向きに考えていきたいと思えます。

《市街化調整区域内でのグループホーム建設》

意見 グループホームを市街化調整区域に建てる場合についてのお願いでございます。

余り皆さんに知られていないのですけれども、平成17年ぐらいまでは障害者の通所施設も入所施設も市街化調整区域に建てることができました。ところが、法律が変更されて、特養以外は建てられないといったような中身になってきました。ただし、障害者の通所施設については、開発区域の公共性と周辺住民の人たちが利用する場合は許可するという方向に進んできましたが、グループホームについては難しい、ということになりました。しかし、これが大変で、居住の場をつくる方向に進んでいません。

グループホームは広域的で、昔の入所施設などは本当に遠くからやってくるから、広域性というようなところではなかったみたいなところであって、そういう感じでの前、回答が出ておりました。

開発されたところの近くの人がホームは利用するようになってきています。なぜかという、通所施設等に通っている人たちがグループホームを使うことが多いので、その周辺近くの開発区域の人たちが使うといったところから、入所であれ、通所であれ使っていくといったことになっております。今ホームを使っている人たちは、まだ120～130名程度なんです。15施設で、特養はオーケーなのですけれども、障害者の住宅整備はそんなところとなると進んでいかないのではないかと思います。障害福祉課を実は飛び越えている話だと思うのですけれども、ぜひこの開発の件に關しまして、また一度ご検討をお願いできないか。障害者施設整備につきましては、市長のご判断で、周辺住民から同意書をとらなくてもよくなった、というような説明は

もちろん大事なのですが、そうやって進んできている部分があります。ぜひもう一歩進めていただきたいといったところが希望でございます。よろしくお願いいたします。

(本件につきましては、時間の関係上、後日文書での回答とさせていただくことになりました。)

市長 本日は貴重なご意見を多々出していただきましてありがとうございました。障害者の皆様方に対する施策につきましては、大変重いいろいろな課題が多くあるということは重々承知しております。行政としてはできる限り対応していきたいと考えております。

また、先ほどお話に出ました今後もこのような会をやってほしいというご要望につきましても、十分前向きに対応したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。